

広報

あしや

Garden City Ashiya

平成17年 12月1日号
No. 929 (2005年) 毎月1日・15日発行

発行/
芦屋市役所(広報課)
TEL.0797 31 2121 FAX.0797 38 2152
〒659 8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号
ホームページ
http://www.city.ashiya.hyogo.jp/
メールアドレス
info@city.ashiya.hyogo.jp



庭園都市芦屋へ



陽光緑地 / クロガネモチの赤い実

震災後の平成10年3月、南芦屋浜地区のまち開きに先立ち完成した「陽光緑地」(面積:41,643㎡)。東西1.2kmに広がり、来夏には「のじぎく兵庫国体」のカヌー競技が開催されるキャナルパーク越しに六甲山を望めるこの緑地には、四季折々の花や実をつける木々も根付き、市民のプロムナードとして散策・休憩等に利用されています。「市民記念植樹」で植えられた桜も美しい花を咲かせ、芦屋浜地区の宮川周辺を加えた一帯は、新しい桜の名所となっています。そして、冬の季節にも……緑の小径にクロガネモチの木が、ひっそりとけなげに赤い実をつけていました。

社会教育関係団体登録 新規グループ・団体の申請受付

下記の登録の要件に該当し、新規登録を希望する団体やグループは、申請手続きをしてください。登録の有効期間は、承認日から平成18年8月31日までです。すでに登録済の団体は有効期間中申請の必要はありません。

【登録要件】

社会教育法に基づく組織的な教育活動を自ら行い、その団体の学習活動・内容が明確であり、公の支配に属さない団体であること。

団体運営については、団体に主体性があり、営利事業や政治・宗教活動を目的としない任意団体であること。特に芸能・趣味関係団体については、活動が流派の普及活動や指導者の営利を目的としたり、またはそれに類した行為を行わない団体であること。

過去1年以上の実績があり、将来も継続して活動できる団体であること。

規約および経理機構があり、団体の本拠としての事務所を有していること。

健全な自己財源を持ち、会員の会費等の負担額が一般的に見て高額すぎないこと。

団体の活動への参加窓口を一般市民に広げていること。団体内だけの活動のみでなく、地域全体への普及啓発活動があること。

組織の構成メンバーが、主として芦屋市民であること。また、芦屋市域を活動の拠点にしていること。

問い合わせ 生涯学習課 緯38-2091

年末特別 火災警戒

問い合わせ
消防本部警防課 緯32-2345

あなたです 火のあるくらしの
見はり役 【全国統一標語】
「火災から 人命を守ろう」
【阪神間統一標語】

年末の火災多発期を迎え、十二月一日から三十一日まで「年末特別火災警戒」を実施しています。この時期は空気が乾燥し、出火しやすく火災が広がりやすい気候となるうえ、暖房器具など火気を使用する機会が多くなります。ちよつとした不注意で火災を起こさないよう、火の取扱いには一人ひとりが注意しましょう。《放火を防ぎましょう》
外出時には戸締りをし、家の回りには燃えやすいものを置かないようにしましょう。ごみは決められた日の朝に出しましょう。家の回りはいつとも明るくしておきましょう。
自治会・管理組合などで訓練指導等をご希望の場合は、消防本部警防課までお問い合わせください。

「年末の交通事故防止運動」

12月1日～10日

問い合わせ 道路課 緯38-2063

今年も、「年末の交通事故防止運動」が県下一斉に実施されます。
年末は、師走の気ぜわしさや、帰省、旅行、買い物等に伴う交通量の増加から、交通事故の多発が懸念されます。交通事故を防ぐのは、市民の皆さん一人ひとりの心掛けです。
ドライバーはもちろんのこと、歩行者・自転車利用者も交通ルールをしっかりと守って、交通事故防止を図りましょう。

(運動の重点)

子どもと高齢者の交通事故防止
夕暮れどきと交差点での交通事故防止
無謀・暴走運転の追放

